

別紙 不当な差別的取扱いと合理的配慮の具体例

1 教育

ア 不当な差別的取扱いの具体例

- ・本人若しくは保護者が地域の小中学校への就学を希望しているのに、認めないこと。
- ・本人若しくは保護者が希望していないのに、特別支援学校・学級に措置されること。
- ・保護者が付き添わなければ、入学を認めないこと。
- ・プールに入れないこと。
- ・調理実習、運動会は見学するだけとすること。
- ・遠足や修学旅行は保護者の付き添いがないと連れていってもらえないこと。
- ・遠足や修学旅行で一部待機や別コースを強いられること。

イ 合理的配慮の具体例

(通学や授業等に関して)

- ・移動が困難な児童・生徒には、日々の通学を保障し得るよう人的配置等の移動支援をすること。
- ・校内移動を容易にするバリアフリー等の施設整備をすること。
- ・点字や拡大文字による教科書及びデジタル教科書等の個々の障がいに応じた教科書や教材を提供すること。
- ・手話での教授や手話通訳者又は要約筆記者を配置すること。
- ・知的障がいや発達障がいのある児童、生徒及び学生について、授業の内容をわかりやすく構造化して示すことや使いやすい教材の工夫すること。
- ・補助教員を配置すること。
- ・クラスメイトからの刺激や騒音など環境に由来する苦痛を生じることを避けるために場所的な環境を提供すること。

(入学試験・定期試験に関して)

高校、大学又は大学院等への入学は、試験により入学者が決定されることになるが、試験においては、試験の方法等が障がいの特性に配慮されていないことにより、学力自体の適正な判定ができない場合もある。また、これらは、定期試験においても同様である。

- ・点字試験、試験時間の延長、筆記が難しい場合には解答欄を大きくすること、パソコンで試験を受けられるようにすることなど、障がいの特性に応じて配慮すること。

(保護者への合理的配慮)

教育における合理的配慮は、障がいのある人本人に提供されるだけではな

く、保護者に障がいがある場合も含むべきである。とりわけ、子どもの授業参観や学校行事に参加できないことがあれば、その子どもに対して教育的な影響があるからである。

- ・保護者に筆談や音声データなどの情報保障をすること。

2 移動・公共施設

ア 不当な差別的取扱いの具体例

(交通機関の利用)

- ・車いすの人がバス停で待っているのに、バスが前を通過してしまうこと、あるいは停車しても、車いすの人を乗車させないこと。
- ・タクシーが、視覚障がいのある人の乗車を拒否すること。
- ・飛行機に乗ろうとする人が精神障がいがあるとわかったら、搭乗拒否すること。
- ・聴覚障がいのある人が駅窓口で筆談による対応を求めた際に、駅員が筆談対応を拒否すること。
- ・電車内が混雑しているという理由で車いすの人の乗車を拒否すること。

(公共的施設の利用)

- ・映画館、劇場、野球場で、見えづらい最前列や最後列など、特定の座席位置を強いられること。
- ・障がいのある子どもがプール施設を使うのを拒否されること。
- ・聴覚障がいのある人が、危ないからと、遊園地のアトラクションの利用を断られること。
- ・盲導犬を連れた視覚障がいのある人が、映画館の入館を認められないこと。
- ・障がい特性からクラシックコンサートの会場で大声を上げてしまう人が、当該サービスの提供に不可欠な静けさを保つために会場内で鑑賞することを拒否されたという事例においては、親子連れなどが鑑賞できるように囲われたブースがあるホールであれば、ブースへ案内するなどの合理的配慮も考えられることから、このような他の代替的手段の存在も踏まえた上で、業務の本質を損なうものであるか否かが問われなければならない。

イ 合理的配慮の具体例

(交通機関の利用)

- ・階段のある駅で、人的対応や臨時スロープの設置などによって階段の昇降をサポートすること。
- ・利便性の良い場所にユニバーサルトイレを設置すること
- ・駅ホームの柵を設置すること、点字ブロックを設置すること
- ・利用申込みにおいて、電話、FAX、メール等による多様な方法を認めるこ

と。

- ・運行状況に関する駅のアナウンスが聞こえない聴覚障がいのある人が認識することができるように、掲示板に運行状況を記載すること。
- ・視覚障がいのある人のために、時刻表の内容などを口頭説明すること。
- ・車いすの人がバスやタクシーに乗る際に手助けをすること。

(公共的施設の利用)

- ・車椅子に対応した設備が完全ではないとしても、多少の段差に対しては、予め、簡易式のスロープを用意しておくこと。
- ・エレベーターの使用時間の制限を緩和すること、及び、障がいのある人の場合には例外的にエレベーターの使用を認めること。
- ・知的障がい等があり、案内表示板の内容が理解できない人に対し、係員が分かりやすい言葉で個別に案内・説明すること。
- ・金融機関で視覚障がいのある人のサインについて、代筆を認めること。
- ・長く待つことができない発達障がいのある子どものために、娯楽施設の入園時やアトラクションの利用時に、待たなくとも入園あるいは利用できる特別枠を設けること。
- ・飲食店で、点字メニューを置くこと、又は視覚障がいのある人のためにメニューを読み上げて説明すること。
- ・ホテルで聴覚障がいのある人のために、緊急時に点灯する非常灯のある部屋を用意すること。
- ・講演会、研修会等を主催する事業者や公的機関が、視覚障がいのある人が音声変換できるように、案内や資料をテキストデータで提供すること
- ・講演会、研修会等を主催する事業者や公的機関が、聴覚障がいのある人のために、手話通訳や要約筆記を付けること。

(緊急時)

- ・電車の緊急停止時に、車掌が聴覚障がいのある人に筆談等によって必要な説明を行うこと。

3 情報保障

合理的配慮の具体例

ア 視覚障がいのある人の事例

- ・資料等については、電子データの提供、点字、音声等の認識できる形で情報を提供すること、図については、音声等で説明すること。
- ・商品説明、メニューの点字化、店員による音読。
- ・タッチパネル方式の液晶画面などにおいては、テンキーを付けるなどして利用できるようにすること。

イ 聴覚障がいのある人の事例

- ・テレビ放送，ホームページに字幕や手話を付けること。
- ・電車の遅延等の情報は電子掲示板などの文字情報でも提供すること。
- ・学校の授業，ゼミ，職場での打合せや会議，研修に手話通訳者，要約筆記者，ノートテイク等を派遣すること。

ウ 盲ろう者の事例

- ・指点字，触手話等，本人に伝わる方法による情報保障。

エ 知的障がいのある人などの事例

- ・本人の理解度に合わせて，わかりやすい言葉で噛み砕いてゆっくり説明すること。ルビ等の利用。
- ・絵カード，写真，ビデオ等の方法を用いること。
- ・吃音のある人について，緊張すると吃音になりやすいのでできる限り緊張しないような配慮，少し待つという理解をすること。

オ 災害時の事例

- ・災害時要援護者の個人情報開示。
- ・視覚障がいのある人については，声等による情報提供や状況説明。
- ・聴覚・言語障がいのある人については，メールやFAX等による情報伝達，手話や筆談等で意思確認。
- ・盲ろう者については，障がいの発生時期，程度に応じた意思疎通手段の利用
- ・知的障がい，発達障がいのある人については，わかりやすい言葉(ルビ含む)，絵，図等の利用。

4 商品・サービス・不動産

ア 不当な差別的取扱いの具体例

(商品の売買)

- ・知的障がいのある人が一人で買い物に行った場合に，「親を連れてこないと売れません」と販売を拒否されること。
- ・聴覚障がいのある人が商品説明を受けたくても，筆談を拒否され，商品を購入できないこと。

(サービスの提供)

- ・障がいを理由にピアノ教室，家庭教師などの利用を断られること。
- ・旅行会社に旅行を申し込んだが，障がいを理由に断られること。
- ・クレジットカード申込みにあたり，自署を要求されるため視覚障がいのある人が加入できないこと。

(不動産の利用)

- ・精神障がい，知的障がい，視覚障がい，聴覚障がい，肢体不自由などを理由

に、あるいは障がいがある人が原因で火事を起こすから、家賃を払ってもらえない心配があるから等の理由で、アパートの賃貸を拒否されること。

- ・障がいを理由に、アパートの敷金を増額されること。
- ・障がいを理由に保証人を要求されること。ただし、誰に対しても要求される保証人であれば、差別にあたらぬ。

イ 合理的配慮の具体例

(商品の売買)

- ・商店で、知的障がいのある人に対し、平易な言葉でわかりやすい商品説明を行うこと。
- ・聴覚障がいのある人に対し、本人の希望に応じて、手話又は筆談により商品説明などのコミュニケーションを行うこと。
- ・視覚障がいのある人に対し、店内の商品配列をわかりやすく説明し、商品を手にとることを認め、言葉によるわかりやすい商品説明等を行うこと。ただし、触ってはならない性質の商品の場合は、必ず手にとることを認めなければならないものではない。
- ・商店でクレジットカードを使用する際、視覚障がいのある人について代筆を認めること。その際、複数の者の立ち会いや本人確認などの補完的手段をとることが考えられる。
- ・車いすの人に対し、高い位置の陳列棚の商品を下に降ろして見えるようにすること。
- ・通路をふさぐ荷物をどかして、車いすの人が商店の奥まで入ることができるようにすること。

(サービスの提供)

- ・インターネットで旅行や宿泊やチケットを予約する際、説明文書や申込みフォームをテキストデータにして、視覚障がいのある人が利用できるようにすること。
- ・訪問介護や訪問看護の際、聴覚障がいのある人のために筆談等によりコミュニケーションを取ること。

(不動産の利用)

- ・知的障がいや精神障がいがある人のために、契約内容を優しくわかりやすく説明すること。
- ・視覚障がいのある人のために、契約書を点訳するか、契約内容を読み上げ、署名の代筆を認めること。

5 医療・健康

ア 不当な差別的取扱いの具体例

- ・ 介助が必要な身体障がいがあることや、精神障がいがあることを理由に、診察又は入院を拒むこと（他の医療機関を勧めることを含む）。
- ・ 治療に集中するのが困難な発達障がいのある子どもの歯科診療を拒否すること。
- ・ 介助者や家族と一緒になければならないなど、診療や入院にあたって条件を付すこと、条件を満たさないことを理由に医療の提供を拒むこと。
- ・ 医療機関関係者が、障がいのあることについて、卑下した言動をすること。
- ・ 医療機関関係者が、障がいと関係がないにもかかわらず、障がいのない人とは異なる言動、態度をとること。
- ・ 速やかに医療を提供するなどの目的があつたとしても、罵声を浴びせて心理的に急かしたり、過度な拘束をすること。
- ・ 障がいがあることや障がいの内容を理由に、個室の利用を強制し、その費用を負担させること。
- ・ 十分なインフォームドコンセントをとらないこと。
- ・ 入院を避けるための工夫が可能であるのに工夫を尽くさずに、不必要な治療や入院を強制すること。
- ・ 歯科や耳鼻科の治療で不随意運動やパニックを起こす可能性がある場合、本人や周囲の安全のためとして、診療を断ることや押さえつけて治療をすることがあるが、それ自体は、不当な差別的取扱いの正当化事由にならない。安全な医療を提供すべきことは当然であるが、障がい特性を踏まえて、安心感を伝えながら診療することにより、安全かつ同等の医療を提供できる場合もあることから、こうした合理的配慮を提供してもなお、必要な医療が提供できない場合でなければならない。

イ 合理的配慮の具体例

- ・ 医療者が、障がいについて正しい知識を習得した上で、当該患者の反応について正当に評価すること。
- ・ 医療機関における予約方法について、電話のみでなく、聴覚障がいのある人も可能な手段（FAX、メール等）を用意すること。
- ・ 医療機関内で患者を呼ぶ際、聴覚障がいのある人については声だけに頼らず、プライバシーにも配慮しつつ、本人が気付くように連絡をとること。
- ・ 本人の希望するコミュニケーション手段を尊重し、情報保障の上、説明に必要な時間を十分にかけて、自己決定に必要な情報を障がいのある人本人に伝えること。
- ・ 障がいの程度を考慮して本人が意思決定できるよう支援した上で、本人の意思を尊重して、インフォームド・コンセントをとること。
- ・ 補助者、介助者、手話通訳者等の必要な付添いを認めること。

- ・補助機器，人的援助の提供。
- ・患者の病室に入る際には，本人が気付く方法を用いて本人の了解を得て入室すること。
- ・治療や入浴に際し衣服の着脱に支援を必要とする場合には，同性の職員によるべきこと。
- ・在宅での療養及び可能な限り居住地域で医療的ケアを受けられるようにするための支援。
- ・障がい特性に応じて，必要な場合には不安を取り除き，安心感を与えながら診療するための声かけや工夫などの措置。

6 司法手続（裁判手続を除く）

ア 不当な差別的取扱いの具体例

- ・知的障がいがあるために，被害をうまく申告できない場合に，何を訴えているのかわからないと言って，被害届の受理を拒否すること。
- ・警察官等が，障がいへの理解がないことで，混乱してパニックになっている発達障がいのある人を，いきなり押さえつけること。
- ・警察官等が，障がいのある人の家族や支援者に対して，「こんな人間を外に出すな。」「ちゃんと見張っておけ。」などと言うこと。

イ 合理的配慮が求められる場面と具体例

(ア) 刑事手続(捜査段階)

a 逮捕理由，弁護人選任権，黙秘権等の告知

防御権の保障のために，逮捕理由や弁護人選任権，黙秘権等の告知は，障がいの有無にかかわらず正確に伝わらなければならない。したがって，障がい特性に応じた意思伝達に係る合理的配慮が必要である。

- ・視覚障がいのある人を逮捕する場合は，点訳された逮捕状を示すこと。
- ・聴覚障がいのある人に逮捕状を執行する場合は，手話通訳者を同行すること。
- ・知的障がいのある人に逮捕状を執行する場合は，告知内容を平易な言葉へ言い換えること。

b 取調べ

取調べにおいては，障がい特性に応じたコミュニケーションに係る合理的配慮が必要である。また，供述内容が，正確に調書に記載されることも担保されなければならない。

- ・障がい特性に理解のある人の立会による通訳支援を義務づけること。
- ・取調べの可視化を義務づけること。

(イ) 刑事手続に準じる行政手続

行政機関における審問等，公判手続に準じる場面では，手続の間を通じて，コミュニケーションに関する手続保障がなされなければならない。

- ・聴覚障がいのある人に対して，手話通訳，要約筆記など，その人のコミュニケーションに適した通訳をつけること。
- ・視覚障がいのある人に図面などを示す場合は，触ってわかるような凹凸をつけること。
- ・知的障がいのある人には，問われている内容がわかるように支援する者をつけること。

(ウ) 受刑又は身体拘束中の処遇

- ・知的障がいや発達障がいなどの様々な障がい特性に配慮した介助や医療を提供すること。
- ・知的障がいや発達障がいなどの様々な障がい特性に配慮した日課や刑務作業等の処遇，更生プログラムを導入すること。
- ・受刑することの意味を発達障がいのある人が真に理解し，内省を深めるための障がい特性に合ったコミュニケーションの方法や心理的アプローチを行うこと。
- ・面会時の手話による会話若しくは手話通訳者による通訳を許可すること。

(エ) 行政不服審査等

- ・相手方から出された書面や証拠を点訳すること。
- ・聴聞等において，手話通訳者の同席を認めること。

7 参政権

ア 不当な差別的取扱いの具体例

盲導犬同伴での投票場への入場が断られるという事例は，少なくとも障がいに関連する事由を理由とする排除であり，差別に該当すると考えられる。

イ 合理的配慮の具体例

(ア) 投票の機会

- a 政見放送等における手話通訳・字幕の付与。
 - ・全ての選挙における政見放送への手話通訳・字幕の付与，選挙演説や日頃の政党主催の講演会等における手話通訳者や要約筆記者の配置，政党機関誌等による情報提供における点字又は利用可能な電子データの提供については，法改正が必要な範囲を置いたとしても，参政権行使に不可欠な情報提供であることから，合理的配慮の積極的提供により情報保障が図られるべきである。
 - ・国会中継等における手話通訳・字幕の提供も政治参加において重要であるため，放送局の体制整備が求められる。

b 選挙情報の提供

- ・選挙公報等における視覚障がいのある人が必要とする措置（点字版，テキスト版，音声テープ版等の整備等）。
- ・知的障がいや発達障がいのある人が必要とする措置（分かりやすい表現を用いたもの，振り仮名を付したのもの等）。
- ・投票所における知的障がいや発達障がいのある人のための視覚による情報伝達支援（代理投票の際の意思確認の手段として，選挙ポスターの縮小版を準備して指差しによる意思確認を行うなど）。

c 投票所のバリアフリー

- ・投票所における段差の解消。
- ・知的障がいや発達障がいのある人等に分かりやすい案内表示の設置。
- ・車いす利用者が記入できる機の設置。
- ・視覚障がいのある人のための点字投票用紙，点字板，拡大文字板，拡大鏡，照明具等の設置。
- ・投票所における手話通訳者の配置。
- ・その他，投票所における障がいのある人の負担を軽減するために利用可能な物理的環境の提供，投票所における手助けや案内等の人的支援。
- ・障がいのある人自身が選んだ介助者の付添いを認めること。

d 投票方法

- ・知的障がいや発達障がいのある人等に投票の手順を説明するためのコミュニケーションボードの作成・設置。
- ・代理による投票の際のプライバシーへの配慮。

(イ) 入院・入所中の投票の機会

- ・投票所への移動の支援その他投票の機会を確保するための措置。

(ウ) 政策決定過程への参画の機会

- ・国や地方公共団体が実施しているパブリックコメントをアクセスしやすいものにする，また政策に関する公聴会での情報保障を行う等の措置。